答 弁 第 三 四 一 号平成十九年十二月二十八日受領

内閣衆質一六八第三四一号

平成十九年十二月二十八日

衆

議

院

議長

河

野

洋

平

殿

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

町 村 信 孝

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における公金詐欺事件に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における公金詐欺事件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省において保有する文書においては、 御指摘のやり取りが行われたという事実は確認されなかった。

三について

お尋ねについては、 外務省による調査において、 御指摘の者を長期にわたり外務省要人外国訪問支援室

長の職務に従事させながら、その経理に対する管理体制が不備であったこと等が原因とされている。

四について

外務省にお いて調査した範囲では、 平成十九年九月十八日以降、 外務省として、 御指摘の者と連絡をと

った事実はないと承知している。

五について

受刑者の仮釈放の許否は、 地方更生保護委員会において、 個別に審理し判断されるものであるから、 個

別の受刑者の仮釈放の許否又は許可する場合の時期の見通しについてお答えすることはできない。

六及び七について

_

五についてで述べたとおり、仮釈放の許否又は許可の見通しが明らかではないことから、 お尋ねにお答

えすることは困難である。

八について

お尋ねの前提となる御指摘の発言及び考えについては、一及び二についてで述べたように、その事実が

確認されておらず、また、六及び七についてで述べたように、仮釈放の許否又は許可の見通しが明らかで

はないことから、外務省としてお尋ねにお答えすることは困難である。